

●○ 連絡事項 ○●

合格おめでとうございます。

来年度の採用に向けて手続を進めていくうえで、書類の提出等が必要となります。

必要書類の内容や注意点などについてまとめましたので、必ず御確認くださるようお願いいたします。

はじめに

今回お送りした封筒に、下記の書類が全て同封されているか御確認ください。

不足している書類がある場合は、教職員人事課任用係（電話：045-671-3246）まで連絡してください。

合格通知書、連絡事項、御案内ほか		枚数
◇ 合格通知書（採用内定通知）		1枚
◇ 第二次試験選考基準		1枚
◇ 連絡事項 ※この書類です。	ページ	
1 提出にあたって	2~3	
2 健康診断票について	4	
3 住民票記載事項証明書について	4	
4 欠格事由照会について	5	
5 職員証用写真について	5	
6 採用候補者カードの作成について	5	
7 内示時期通知用封筒の作成について	6	
8 新採用教職員自己申告書・職歴証明書等について	6	
9 教員免許状の有効性の確認について（既に取得している方）	7~9	
10 教員免許状の確認について（取得見込み・申請予定の方）	9	
11 採用前サポートカリキュラムについて	10	
12 【資格確認用】職歴証明書について	10	
13 その他	10~14	
◇ SNSの利用について	15~16	
◇ 採用前サポートカリキュラムの御案内	17~18	
◇ 臨時の任用職員・非常勤講師の登録の御案内	19~24	
◇ 提出書類チェックリスト（本人控）	25~26	

これらの資料は
ホチキス止め
されています。

13枚

提出書類についての資料		枚数
(1) 提出書類チェックリスト（提出用）		1枚
(2) 教職員採用候補者健康診断票		1枚
(3) 住民票記載事項証明書の交付について（依頼）		1枚
(4) 欠格事由照会に係る手続について		1枚
・依頼文（様式1）（補足資料付き） ※こちらは別途同封されています。	様式、記入見本 各1枚	
・回答文（様式2）	※様式1は 2枚1組	
・承諾書（様式3）		
(5) 職員証用写真の提出について		1枚
(6) 採用候補者カード記入例・記入上の注意		各1枚
(7) 新採用教職員自己申告書の申請と職歴証明書等の提出について		10枚 (記入例・様式含む)
(8) 教員免許状授与証明書を同封しない理由について		1枚
(9) 【資格確認用】職歴証明書について ※特別選考①②合格者のみ同封		2枚 (様式含む)
(10) 採用候補者カード（同じものを2枚作成）		2枚
(11) 内示時期通知用封筒【茶色・角形2号封筒】		1枚
(12) 書類提出用封筒【白色・角形2号封筒】		1枚

これらの資料は
ホチキス止め
されています。

※(4)様式1を除く。
(4)様式1は別途
同封されています。

書類が全て揃っていることを確認後、ホチキスを外し、各種手続に使用してください。

▼この「連絡事項」と資料をよくお読みいただき、書類の提出漏れや手続漏れのないよう注意してください。

1 提出にあたって

提出期限：令和7年11月10日（月）消印有効

提出先：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10

横浜市教育委員会事務局 教職員人事課任用係 採用担当

同封の**提出用封筒（白色・角形2号、宛先記入済み）**を必ず使用し、簡易書留で郵送してください。

封筒の**表面右上**に「受験番号」を、裏面に「住所」「氏名」を忘れずに記入してください。

- 関係機関への手続が必要な書類があります。手続に時間がかかる場合がありますので、早めに準備してください。
- 一部の書類については、関係機関への手続の期限を10月27日（月）としていますので、特に早めに準備してください。
- 一部の書類については、郵送でなく、横浜市電子申請・届出システムでの提出となります。

【提出前の確認事項】

- ・書類の提出方法は郵送のみとなります。直接持参しないでください。（自己申告書は横浜市電子申請・届出システムでの提出となります。）
- ・提出時は必ず「提出書類チェックリスト」[提出書類についての資料（1）]を使用し、提出漏れのないよう確認してください。
- ・取り寄せた書類に「開封無効」と記載がある場合でも、書類を封筒から出して書類のみを提出してください。

【提出期限までに書類の発行が間に合わない場合】

- ・用意できている書類のみ、期限に間に合うよう送付し、不備の書類については、「不備の書類名」、「不備の理由」及び「提出予定日」を書いたメモ（A4用紙使用、様式不問）を同封してください。
- ・不備の書類は、発行され次第至急送付し、必ず11月中に全ての書類を提出してください。
- ・提出期限までに書類が届かない場合は、採用に応じる意思がないものとみなし、採用を辞退していただく場合があります。

【その他】

- ・大学院への進学または修学継続による採用予定日の延期を希望される場合
⇒P12「(5) 大学院への進学または修学継続による採用予定日の延期を希望される場合の手続」参照
- ・採用を辞退される場合
⇒P13「(6) 採用を辞退される場合の手続」参照

今後の主なスケジュール（予定）

10月8日（水）	合格通知発送
10月27日（月）	各種機関への手続期限
11月10日（月）	書類提出期限
2月上旬	採用に関する通知
2月～3月	配属に関する連絡
4月1日（水）	辞令交付式

採用前サポートカリキュラム

新生活への不安やちょっとした疑問の解消と仲間づくりのため懇談会の開催や、横浜で実践されている教育内容の紹介や、初任者としての心構えなどを学ぶ講座を実施します。（希望制）

※詳細はP17～18 参照

◇書類を提出するときの注意事項

1 書類提出方法の御確認をお願いします。

提出書類は、各自で作成するもののほか、関係機関への手続が必要なものがあり、手続は書類によって異なります。資料をよく読み、それぞれの手続先、手続方法を御確認ください。

特に「欠格事由照会」関係書類や「教員免許状」関係書類は、本籍地の市区町村や教員免許状を取得した都道府県とやりとりをすることになりますので、御自身の本籍がある市区町村や、御自分が教員免許状を取得された都道府県をあらかじめ御確認いただいたうえで手続してください。

2 簡易書留で郵送してください。

確実に届くよう、必ず簡易書留で郵送してください。特に提出期限前後には郵便物の到達が集中しますので、郵便物が届いているかどうかの個別のお問合せには対応することができません。

◇電話で問い合わせるときの注意事項

1 最初に「氏名・受験番号」と、「採用候補者」であることを伝えてください。

お問合せにスムーズに対応するため、「4月に採用予定の〇〇です。受験番号は〇〇です。」「採用候補者の〇〇です。受験番号は〇〇です。」など、氏名、受験番号及び御自分が採用候補者であることを伝えながら、お問合せの内容をお話しください。

2 採用候補者御自身でお問合せください。

連絡の行き違いや誤解が生じないように、採用候補者本人以外からのお問合せにはお答えしていません。手続等に関して分からぬことがある場合は、採用候補者御自身でお問合せください。

お問合せに対応できる時間は、平日の8時45分から17時15分まで（12時～13時は昼休み）です。

3 送付された資料をよく読んでからお問い合わせください。

合格発表日以降の時期は、電話がつながりにくいことがあります。

また、内容によりお問合せ先が異なりますので、もう一度資料をよく読んで御確認いただいたうえで、下記のそれぞれの問合せ先へお問い合わせください。

お問合せ 8時45分～12時00分、13時00分～17時15分（土・日・祝日を除く）

お問合せ先は提出書類等により下記のとおり異なります。

あらかじめ確認のうえ、それぞれのお問合せ先へ連絡してください。

【新採用教職員自己申告書（電子申請）及び職歴証明書に関すること】

教職員労務課給与係 電話 045-671-3701

【上記以外に関すること】

教職員人事課任用係 電話 045-671-3246

2 健康診断票について ※全員対象

[提出書類についての資料 (2)]

「教職員採用候補者健康診断票」裏面の注意事項を確認し、医療機関の証明を受けてください。
太線の中のみ御自身で記入してください。

【女性の方へ】

女性のみ記入する項目がありますので、忘れずに記入してください。

【現在横浜市立学校にて勤務されている方へ】

令和7年4月以降に横浜市教育委員会が実施した定期健康診断を受診した場合は、

① 定期健康診断結果のコピー（原本不可）

② 自己記入欄（太枠内）のみ記入した「教職員採用候補者健康診断票」

の2点を提出してください。

その場合は改めて健康診断を受診する必要はありません。

※横浜市立学校で勤務されている方以外の方は、令和7年10月以降に医療機関へ受診してください。
定期健康診断のコピーでは認められません。

3 住民票記載事項証明書について ※全員対象

[提出書類についての資料 (3)]

住所地の市区町村で、住民票記載事項証明書を取得してください。

市区町村へ窓口又は郵送により請求する際は、「住民票記載事項証明書の交付について（依頼）」を添えて、市区町村が定める所定の方法により発行を依頼してください。

なお、上記依頼文の裏面に証明書様式がありますが、これは市区町村に規定の証明書様式がない場合に使用されるものです。（採用候補者御自身が記入するものではありません。）

取得した証明書の右上に「受験区分」「受験番号」を記入して提出してください。

※ 「住民票の写し」とは異なりますので、注意してください。

※ 日本国内に住民登録がない場合は、教職員人事課任用係（電話：045-671-3246）へ連絡してください。

※ 請求にあたっては住所地の市区町村の決まりに従って行ってください。

なお、欠格事由照会を同封して依頼しないでください。たとえ「住所」と「本籍」が同じ市区町村にある場合でも、それぞれ手続を行ってください。

※証明が必要な事項は「住民票記載事項証明書の交付について（依頼）」に記載のとおりです。それ以外の事項は必要ありません。マイナンバーも記載しないでください。

4 欠格事由照会について ※全員対象

[提出書類についての資料 (4)]

「欠格事由照会に係る手続について」を参照し、10月27日（月）までに本籍のある市区町村の戸籍担当課あてに欠格事由照会に係る手続を行ってください。

「様式1（依頼文）」・「様式2（回答文）」・「様式3（承諾書）」の各記入見本を参照して必要事項を記入し、返信用封筒（長形3号封筒に教職員人事課任用係の宛名を記入し、110円切手を貼付したもの）を作成し同封して、本籍のある市区町村の戸籍担当課へ10月27日（月）までに郵送してください。

※ 送付用封筒（必要額の切手を貼付したもの）及び返信用封筒（長形3号、110円切手を貼付したもの）は採用候補者御自身で用意してください。（同封している封筒（茶色・白色）は使用しないでください。）

【重要】

「住所」と「本籍」は異なります。誤って記載すると再度手続が必要になりますので注意してください。

住民登録がある市区町村で「本籍・筆頭者の記載のある住民票の写し」をとり、各様式に住民票の写しの記載のとおり記入したうえで、確実に本籍のある市区町村に照会してください。

回答は、本籍のある市区町村の戸籍担当課から教職員人事課任用係へ直接送付されます。

※ 日本国籍をお持ちでない方は、教職員人事課任用係（電話：045-671-3246）へ連絡してください。

5 職員証用写真について ※全員対象

[提出書類についての資料 (5)]

「職員証用写真の提出について」に、必要事項を記入し、写真（裏に受験番号、氏名を記入）を貼付して提出してください。

氏名は住民票に記載のとおりに正しく記入してください。

6 採用候補者カードの作成について ※全員対象

[提出書類についての資料 (6)、(10)]

「採用候補者カード」に、手書き（ボールペン等、消せないインクのもの）で、記入例【提出書類についての資料 (6)】を参考に、同じものを2枚作成してください。

- ・コピー不可。2枚とも、同じ内容を手書きで記入してください。
- ・2枚とも忘れずに署名してください。

横浜市では、ワーク・ライフ・バランスを推進し、教職員が仕事と家庭生活を両立しながら十分に能力を発揮できるよう、労働環境づくりに努めています。また、初任1年目に用意されている学校内外のプログラムにしっかり参加し、多くの学びを得ることができますようにと考えています。

つきましては、保育所への送迎をしている、又は4月から送迎を予定している方は、配置上の参考とさせていただきますので、必ず「健康面・配慮事項（通院状況、身体的配慮、保育、看護等）」欄にその旨を記入してください。

なお、必ずしも希望どおりの配置とはなりませんので、御承知おきください。

7 内示時期通知用封筒の作成について ※全員対象

[提出書類についての資料 (11)]

2月上旬に採用に関する通知を送付するための封筒を作成してください。

同封の茶色・角形2号封筒に、320円分の切手を貼付し、表面に通知先の郵便番号、住所（令和8年1月下旬以降に通知を受け取れる住所）、氏名、受験番号を記入し、二つ折りにして他の書類と共に提出してください。

なお、書類提出後に転居をする場合、必ず郵便局の「転居・転送サービス」で郵送物の転送手続を行ってください。（P11の電子申請にて居住予定地の変更連絡をいただいても、郵送先には反映されません。）

日本郵便株式会社

「転居・転送サービス」

<https://www.post.japanpost.jp/service/tenkyo/>



8 新採用教職員自己申告書及び職歴証明書等について

※自己申告書は全員対象、職歴証明書等は該当者のみ

[提出書類についての資料 (7)]

「新採用教職員自己申告書の申請と職歴証明書等の提出について」を御確認のうえ、「新採用教職員自己申告書」を電子申請により提出してください。

また、職歴証明書等の提出が必要な方に該当される場合は、該当書類を提出してください。

※ この書類についてのお問合せ先は、教職員労務課給与係（電話：045-671-3701）です。

※ 特別選考①②合格者は、別途、【資格確認用】職歴証明書の提出も必要です。

P10 「12【資格確認用】職歴証明書について」を必ず確認し、提出漏れのないよう

御注意ください。

9 教員免許状の有効性の確認について ※免許状を既に取得している方

[提出書類についての資料 (8)]

▼ 提出書類

(1) 教員免許状授与証明書（令和7年10月1日以降に取得したもの）（原本）

※ 「授与証明書」を提出してください。教員免許状とは異なりますので、注意してください。

【原則】 所持する全ての免許状の授与証明書を提出してください。

【例外】 **・同一校種、教科の免許状で複数の区分の免許状を取得している場合**

→最上級の免許状の授与証明書のみ提出していただければ、差し支えありません。

（例）小学校の二種と一種の免許状を取得済みの場合、一種免許状の授与証明書のみ提出

・現在所有している免許状の上級免許状を取得見込みの場合

→見込みではなく、**現在所有している免許状の授与証明書を提出してください。**

（例）小学校の一種免許状を取得済みで、専修免許状を取得見込みの場合、一種免許状の授与証明書のみ提出

★ 特定の資格による加点の申請者のみ

第一次試験日に、加点資格を確認できる書類として英語または特別支援学校の免許状授与証明書を提出した方は、その分を再度提出する必要はありません。それ以外のものを全て提出してください。

※ 第一次試験日に免許状授与証明書ではなく「**免許状取得見込証明書**」「**単位取得見込証明書**」「**履修証明書**」等を提出した方は、免許状授与証明書を提出してください。

★ 免許状の氏名と現在の氏名が異なる場合（現在の氏名と旧氏名が併記されている場合を除く）

免許状の氏名と現在の氏名が異なる場合は、次のいずれかの方法を選んでください。

① 免許状を授与された都道府県教育委員会で、**免許状の氏名の書換え**を行ったうえで、教員免許状授与証明書を取得し提出する。

② **旧氏名の教員免許状授与証明書と本人の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）**を提出する。

なお、提出された戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）については返却しません。氏名確認のために使用し、その他の目的に使用することはありません。

(2) 【司書教諭講習修了証書を取得している方のみ】「修了証書」のコピー

▼ 手続方法

(1) 免許の授与を受けた都道府県教育委員会で「教員免許状授与証明書」を取得してください。

(2) 次のページをよく確認し、教員免許状の有効性を確認してください。

(3) 取得した授与証明書の右上に「受験区分」「受験番号」を記入して提出してください。

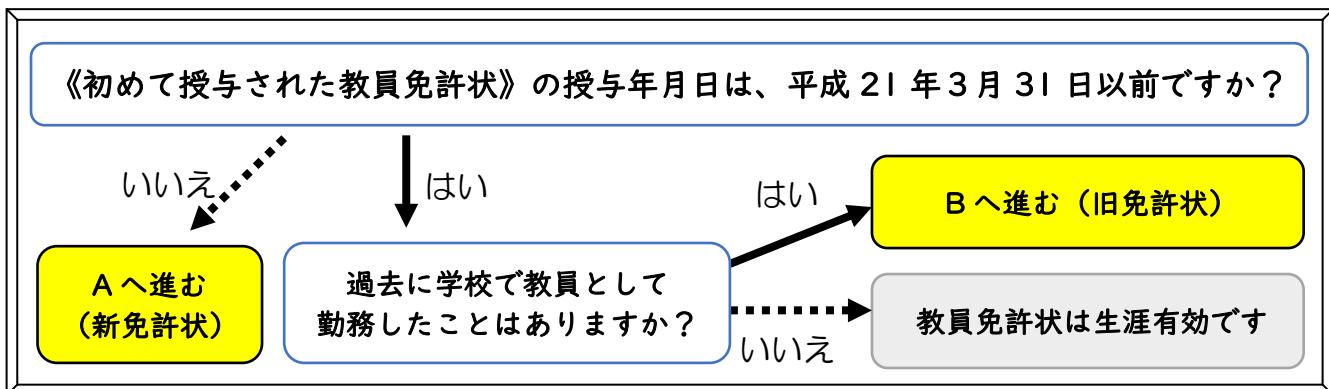
※ 11月10日（月）の提出期限に間に合わない場合は、「教員免許状授与証明書を同封しない理由について」に必要事項を記入し、御提出ください。

※ 証明書の発行には日数を要しますので、早めに請求してください。

教員免許状の有効性については、教員免許状更新制の廃止により、パターンが複雑化していることから、御提出いただいた内容を確認した後に、追加で資料の提出を求める場合があります。

更新制廃止後の教員免許状の有効性確認フローチャート

- 「授与年月日が令和4年7月1日以降の教員免許状」は、有効期間の定めなし（生涯有効）です。
- 「授与年月日が令和4年6月30日以前の教員免許状」の有効性は、以下のフローチャートで確認していただき、必要に応じて手続きをお願いします。



A 新免許状所持者の場合

取り寄せた全ての授与証明書を用意します。記載されたうち、最も新しい「有効期間の満了の日」は、令和4年7月1日以後ですか？（※1）

いいえ（令和4年6月30日以前）

はい（令和4年7月1日以後）

その教員免許状（授与年月日が令和4年6月30日以前）は失効しています。その免許状を有効にするには、教員免許状の再授与申請（※2）が必要です。

教員免許状は生涯有効です

B 旧免許状所持者の場合

全ての教員免許状の授与証明書で「修了確認期限」を確認します。授与証明書（最低1枚以上）の「修了確認期限」の欄に「令和4年7月1日」以後の記載がありますか？

いいえ
(空白である)

次項の「★過去に更新等の手続をしたことがない場合」から自身の「修了確認期限」を確認してください。更新等の手続をしたことがあるにもかかわらず、空白の場合には、授与証明書の発行元へ問い合わせください。

いいえ（令和4年6月30日以前）

「修了確認期限」の日時点で、学校で教員として勤務していましたか？（「修了確認期限」の日付で自己都合及び勧奨により退職した場合を除く）

はい

はい（令和4年7月1日以後）

いいえ
(休眠状態)

その教員免許状（授与年月日が令和4年6月30日以前）は失効しています。その免許状を有効にするには、教員免許状の再授与申請（※2）が必要です。

教員免許状は生涯有効です

※1 過去に更新・免除・延長申請をしたことがあり、記載された「有効期間の満了の日」に疑義がある場合には、授与証明書を取り寄せた都道府県教育委員会へ御相談ください。

※2 「再授与申請」とは、教員免許状を失効した人が有効な教員免許状を再取得するために、都道府県教育委員会に授与申請を行うことです。再授与の手続きは、勤務地もしくは居住地の都道府県教育委員会へお問合せください。

…★ 過去に更新等の手続をしたことがない場合

お持ちの教員免許状に加えて、平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状がありますか？

はい

栄養教諭免許状の授与年月日	修了確認期限
平成18年3月31日以前	平成28年3月31日
平成18年4月1日～平成19年3月31日	平成29年3月31日
平成19年4月1日～平成20年3月31日	平成30年3月31日
平成20年4月1日～平成21年3月31日	平成31年3月31日

いいえ

生年月日が
昭和30年4月1日
以前である

はい

教員免許状は
生涯有効です

いいえ

生年月日	修了確認期限
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	平成23年3月31日
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	
昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	平成24年3月31日
昭和41年4月2日～昭和42年4月1日	
昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	
昭和42年4月2日～昭和43年4月1日	平成25年3月31日
昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	
昭和43年4月2日～昭和44年4月1日	平成26年3月31日
昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	
昭和44年4月2日～昭和45年4月1日	平成27年3月31日
昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	
昭和45年4月2日～昭和46年4月1日	平成28年3月31日
昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	
昭和46年4月2日～昭和47年4月1日	平成29年3月31日
昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	
昭和47年4月2日～昭和48年4月1日	平成30年3月31日
昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	
昭和48年4月2日～昭和49年4月1日	平成31年3月31日
昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	
昭和49年4月2日～昭和50年4月1日	
昭和59年4月2日～	令和2年3月31日

教員免許状に関するQ&Aについては、文部科学省のホームページを御覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/main13_a2.htm



10 教員免許状の確認について ※免許状を取得見込み・申請予定の方

[提出書類についての資料 (8)]

「教員免許状授与証明書を同封しない理由について」に必要事項を記入し、他の書類と一緒に提出してください。

この場合、免許状取得の確認書類については、改めて提出を依頼します。令和8年2月頃に通知を送付する予定ですので、必ず確認してください。

※ 免許状の個人申請をこれから行う場合は、必ず、授与年月日が令和8年3月31日以前になるよう申請手続を行ってください。

11 採用前サポートカリキュラムについて ※希望者のみ

新生活を始めるにあたっての不安や疑問を少しでも解消し、安心して学校で活躍していただけるよう、以下のようなプログラムを実施します。

- ・合格者同士の交流を目的とした懇談会
- ・横浜で行われている教育の取組の紹介
- ・初任者としての心構えを学ぶ講座

合格者同士のつながりをつくる機会としても、ぜひご活用ください。

12 【資格確認用】職歴証明書について ※特別選考①②合格者のみ対象

[提出書類についての資料 (9)]

【重要】特別選考①②合格者は「8 新採用教職員自己申告書及び職歴証明書等について」に加えて【資格確認用】職歴証明書の提出が必要です。

特別選考①（教職経験者特別選考）及び特別選考②（社会人・国際貢献活動経験者特別選考）における合格者は、受験資格要件を確認しますので、「【資格確認用】職歴証明書の提出について」を参照し、【特別選考①又は②資格確認用】職歴証明書を提出してください。

受験資格要件を満たしていることが確認できない場合は、採用を取り消す場合があります。

※ 「8 新採用教職員自己申告書及び職歴証明書等について」の手続きとは異なります。
それぞれの説明をよく読み、作成してください。

※ この書類についてのお問合せ先は、教職員人事課任用係（電話：045-671-3246）です。

13 その他

(1) 氏名の変更があった場合の手続

ア 受験申込時から氏名の変更があった場合

御自身の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）の原本を教職員人事課任用係へ郵送してください。

なお、提出された戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）については返却しません。氏名確認のために使用し、その他の目的に使用することはありません。

イ 書類提出後に氏名の変更があった場合

速やかに教職員人事課任用係（電話：045-671-3246）へ連絡してください。

(2) 採用候補者カード提出後に記入内容の変更があった場合の手続等

ア 住所・連絡先・採用後の居住予定地等の変更があった場合

採用候補者カード提出後に住所・連絡先・採用後の居住予定地等に変更があった場合は、速やかに以下のURLもしくは二次元コードの「横浜市電子申請・届出システム」により報告してください。

※ 報告された内容は、P 6 の内示時期通知用封筒の郵送先には反映されません。

横浜市電子申請・届出システム

「(令和8年度新採用教員) 住所・連絡先・居住予定地の報告」

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1f057a66-5603-4007-9fd8-f44713a6f617/start>



イ 採用後の居住予定地の決定時期と人事配置について

採用後の居住予定地の決定や検討状況について、1月末までに報告してください。御報告いただいた内容を基に人事配置を検討します。配置上、2月以降に御報告いただいても反映することができません。

居住予定地の決定については、下記のうちいずれかの方法をお勧めします。ただし、いずれの場合でも、配属予定校は、人事配置上、必ずしも近隣の学校に配属されるとは限りませんので、御承知おきください。

【参考】居住予定地の決定について

- ① 採用候補者カードにおおよその居住予定先を記入し、その付近で居住地を決める。
- ② 1月末までに居住地（※）を決め、速やかに教職員人事課任用係に電子申請（(2)ア 住所・連絡先・採用後の居住予定地等の変更があった場合」のとおり）により報告する。
※ 具体的な居住地が決まっていない場合は、居住予定の区や最寄り駅等のみの報告で構いません。
- ③ 配属予定校が決まってから居住地を決める。
→ この場合は、プライバシー保護のため、必ず配属先の通学区域外となる場所にしてください。
→ 配属予定校の決定は3月中旬以降になることがあります。
- ④ 当面の間、マンスリーマンション等を利用し、採用後に居住地を決める。

(3) 今後の日程（予定）

ア 小学校・養護教諭（採用候補者カード提出時点での現住所が東京都及び神奈川県以外の方）

日程	内容	備考
令和8年2月上旬	採用に関する通知（教員免許関係、辞令交付式のお知らせ等）	2月13日（金）までに届かない場合は、教職員人事課へ連絡
令和8年2月下旬	配属予定校からの電話連絡 →配属予定校の学校長と面談	
令和8年4月1日	辞令交付式	詳細は学校長との面談時に指示

イ 小学校・養護教諭（採用候補者カード提出時点での現住所が東京都及び神奈川県の方） 及び中学校・高等学校及び特別支援学校

日程	内容	備考
令和8年2月上旬	採用に関する通知（教員免許関係、辞令交付式のお知らせ等）	2月13日（金）までに届かない場合は、教職員人事課へ連絡
令和8年3月中旬	配属予定校からの電話連絡 →配属予定校の学校長と面談	
令和8年4月1日	辞令交付式	詳細は学校長との面談時に指示

▼ 配属予定校からの連絡について

配属予定校の学校長から採用候補者カードに記入された電話番号あてに連絡します。
連絡時期は上記のとおり、校種によって異なります。
学校長からの電話連絡があるまでは、配属予定校に関するることは一切お答えできません。

(4) 臨時的任用職員・非常勤講師の登録の御案内

採用までの間、臨時的任用職員・非常勤講師として横浜市での勤務を希望する場合は、「**臨時的任用職員・非常勤講師の登録の御案内**」（P19～24）を御確認ください。

(5) 大学院への進学または修学継続による採用予定日の延期を希望される場合の手続

下記のとおり申出手続を行ってください。
必要書類が申出期限までに届かない場合は、採用予定日の延期が認められないことがあります。

申出期限：令和7年11月10日（月）消印有効

▼ 申出方法

申出期限までに、教職員人事課任用係へ下記の書類のみを郵送にて提出してください。その他の書類については、現時点で提出する必要はありません。

※ 大学院への進学による採用予定日の延期を希望される方で、大学院の合格発表日が、12月15日（月）以降になる方は、速やかに教職員人事課任用係（電話：045-671-3246）へ連絡してください。

- 採用予定日の延期を希望する旨を記入したA4用紙1枚
(様式指定なし、受験番号・氏名・大学院名・合格発表日(進学の方のみ)を記載)
- 返信用封筒(長形3号封筒に申出者の住所・氏名を記入し、110円切手を貼付したもの)

▼ 申出から採用予定日の延期決定までの流れ

- 教職員人事課任用係に申出(令和7年11月10日(月)までに郵送提出)
- 教職員人事課任用係から手続案内を送付
- 手続書類を教職員人事課任用係に提出
 - 採用延期申出書
 - 大学院合格証明書(写し)または在学証明書
 - 教員免許状取得確認書類等
- 手続書類の提出期限は令和7年12月15日(月)(消印有効)です。
期限に間に合うよう手続を進めてください。
- 手続書類を確認後、採用予定日の延期を決定し、採用延期の承認可否通知を送付
※ 延期後の採用の手続については、申出後にお知らせします。

(6) 採用を辞退される場合の手続

横浜市の採用を辞退される場合は、速やかに「採用辞退届」(様式不問、A4用紙に「辞退理由」「辞退日」「受験番号」「氏名(自筆)」を記載したもの)を、横浜市教育委員会教育長あてに作成し、教職員人事課任用係へ提出してください。

辞退理由については、支障のない範囲で御記入ください。

(例:併願先○○県公立学校教員に内定、民間会社へ就職等)

【記載例】

〈A4用紙〉

- 宛名: 横浜市教育委員会教育長
- 辞退理由
- 辞退日
- 受験番号
- 氏名(自筆で記載する)

横浜市教育委員会教育長
採用辞退届
辞退理由 ○○○のため
令和7年○月○日
受験番号 00000000
氏名 ○○ ○○

氏名は自筆!

提出先: 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10
横浜市教育委員会事務局 教職員人事課任用係 採用担当

(7)書類に不備があった場合について

提出いただいた書類に不備や確認が必要な点がある場合、または提出が確認できない場合には、下記電話番号等から連絡を差し上げることがあります。

着信にお気づきの際は、電話番号を確認のうえ、折り返しの御連絡をいただきますよう、円滑な手続きへの御協力をお願いします。

お問合せ 8時45分～12時00分、13時00分～17時15分（土・日・祝日を除く）

お問合せ先は提出書類等により下記のとおり異なります。

あらかじめ確認のうえ、それぞれのお問合せ先へ連絡してください。

【新採用教職員自己申告書（電子申請）及び職歴証明書に関すること】

教職員労務課給与係 電話 045-671-3701

【上記以外に関すること】

教職員人事課任用係 電話 045-671-3246